

平成22年度第3回帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成22年12月22日（水）午後3時～午後5時
場 所：帯広市役所議会棟3階 全員協議会室
出席委員：仙北谷会長、野村副会長、市原委員、岩崎委員、菅野委員、キャンベル委員、後藤（美）委員、新妻委員、松田委員、松原委員、村田委員、横川委員、吉田委員（以上13名）
事務局：本迫副市長、伊藤都市建設部長、高嶋企画調整監、中村都市計画課長、三瓶みどりの課長、鈴木宅地開発担当課長（都市計画課）佐藤課長補佐、福島課長補佐、田中宅地開発担当課長補佐、木原主査、岡田主任、秋田主任、鈴木主任、遠國係員
傍聴者等：報道関係者2名
配布資料：会議次第、議題説明書、報告事項資料1、付議事項資料1、その他資料1、その他資料2、出席者名簿

1 開 会

2 会長挨拶

仙北谷会長から平成22年度第3回帯広市都市計画審議会開催にあたっての挨拶がありました。

3 議 題

(1) 付議書の交付

本迫副市長から仙北谷会長に付議書が交付されました。

(2) 報告事項

① 帯広圏都市計画道路の変更（諮問・付議）

2月25日開催の本審議会において諮問・付議し承認され、8月6日～20日まで案の縦覧を行ったが、意見書の提出等がなかったことから、会長専決により答申書・承認書を8月27日に交付しました。

北海道決定の路線については、9月6日開催の北海道都市計画審議会において承認され、平成22年10月5日付け北海道告示第688号で決定されました。

帯広市決定の路線については、北海道の同意協議を経て、北海道決定と同日の10月5日付け帯広市告示第312号で決定されたと報告がありました。

② 帯広圏都市計画愛国地区地区計画の変更（付議）

7月28日開催の本審議会において付議し承認され、9月3日～17日まで案の縦覧を行ったが、意見書の提出等がなかったことから、会長専決により承認書を9月24日に交付しました。その後、北海道の同意協議を得て、平成22年10月12日付け帯広市告示第321号で決定されたと報告がありました。

○ 報告事項について委員からの意見・質疑などはありませんでした。

(3) 付議事項

① 帯広圏都市計画公園・緑地の変更

帯広市の空港南町、南町、稲田町において、土地区画整理事業の完了などに伴い、字名改正が行われた区域内の都市計画公園14ヶ所、都市計画緑地1ヶ所の位置の表示を変更するものです。

○ 付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。
事務局からの説明及び付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

今回の変更は、帯広市の空港南町、南町、稲田町におきまして、土地区画整理事業の完了などに伴い、字名改正が行われたことから、当該地区内の都市計画公園14ヶ所、都市計画緑地1ヶ所の位置の表示を変更するものです。今回の変更では、位置の表示が変わるのみで、公園の区域や面積など、内容が変わるものではありません。資料の表の右側に網掛けで表示している部分が新しい表示となります。

まず、都市計画公園についてですが、字名改正が行われた区域内の1番から14番までの都市計画公園の位置の表示を変更するものです。1番が「春光児童公園」。14番が「みなみ野公園」です。

続いて、都市計画緑地です。こちらにつきましては、同じく字名改正した区域内にあります帯広圏都市計画緑地19号、稲田緑地の位置の表示を、「帯広市稲田町」から「帯広市西14条南40丁目」に変更するものです。

なお、今回の位置の表示の変更は、軽易な変更として扱われ、案の公告・縦覧、北海道への同意協議の手続きが省略となります。本日の帯広市都市計画審議会の議を経て、承認を受けた後、帯広市告示を行い、北海道へ告示の報告をして手続きが完了となります。説明につきましては以上です。

(委員からの主な意見・質疑)

【会長】 ありがとうございます。ただいま、ご説明いただきましたように、字名が変わるので、名前が変わるということですが、ご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。

【A委員】 これは、住居表示みたいな意味なのでしょうか。要するに、地番名、登記の表示が変わったと。よく、住居表示をやっていますけど、謄本取ったら、全然違うのがあるじゃないですか。本名、本籍の名前ですね、これは、字名が変わるというのは、例えば、最初の1番の「西17条南37丁目」という住居表示的な表示のことですか。それとも、本籍ですか。

【事務局】 本籍（登記）です。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

— 了 —